

生産者の皆さんへ

残留農薬に関する規制が強化されます。

ポジティブリスト制へ…

平成18年

5/29

より施行

食品衛生法の改正により全ての食品に農薬や飼料添加物などの残留基準を設ける。

ポジティブリスト制が**今年5月29日**より施行。

基準値を超えた食品は販売が禁止。

生産現場では農薬の適正使用が一層求められる。

～ 今まで残留基準のない農薬にも**0.01ppm**という**低い数値が基準値**として設定される。～

～ この基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応が求められる可能性がある。～

～ 農薬の**使用基準**をまず守ること。～

～ 防除日誌を記帳して**防除記録を残す**。～

～ 農薬散布の際、**農薬の飛散**(ドリフト)に**注意**。～

● 現行の食品衛生法の残留農薬規制

残留基準が設定されている

残留基準を超えて農薬等が残留する食品の販売などを禁止

残留基準が設定されていない

農薬等が残留しても基本的に販売等の規制はない

● 改正された食品衛生法の残留農薬規制

残留基準
従来のまま

暫定基準
国際基準等がある農薬はそれを参考に暫定的な基準を設定

一律基準
国内外の基準のないもの

規制対象外
厚生労働大臣が指定する物質(特定農薬など)

基準を超えて農薬が残留した場合、流通・販売を禁止

農薬の飛散防止には、これまで以上に**注意が必要!**

農薬の飛散(ドリフト)を低減するポイント



本資料についてのお問い合わせ先

HRD 弘果総合研究開発株式会社

〒036-8601 青森県弘前市大字末広1丁目2-1 TEL 0172-29-4184 FAX 0172-28-8884

弘果 弘前中央青果株式会社 TEL 0172-27-5511 FAX 0172-27-0074
株式会社 津軽りんご市場 TEL 0172-72-1211 FAX 0172-72-1229

弘果TS(弘果トレーサビリティシステム)の概要

弘果・津軽りんご市場では消費者に安全・安心な生産物を届ける為、トレーサビリティを実施しています。

A

農薬の
使用基準を
守ることが基本です。



B

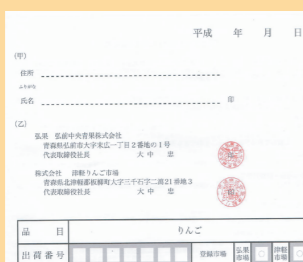
防除日誌を
記帳し、防除記録を
残しておいてください。



必要な書類の説明

1

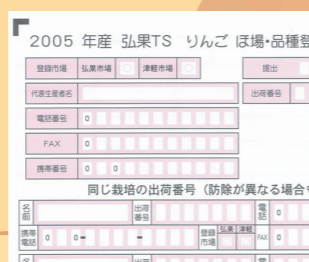
協定書



消費者へ安全・安心な生産物を届けることをお互いが確認する文書です。毎年提出する必要はありません。一度協定書を提出すれば結構です。

2

ほ場・品種登録変更用紙



自分の園地、作付け品種などを記入し、自分の生産物の安全性を示せる基礎となるものです。変更のある場合は用紙に記入し、提出してください。

3

防除日誌

出荷番号	品名	面積	防除回数	防除剤	防除日
001	アリアエーシロ水散剤	800	14	5	
002	アクトラック水散剤	800	4	4	
003	アクトラック水散剤	1000	7	3	
004	エコPMZ水散剤	800	6	3	
005	ストロードライフロブ	3000	3	3	
006	トンプソンM&B水散剤				

使用農薬、農薬の散布日等を記入します。個人防除、共同防除の2種類の用紙があり共同防除は代表で提出すれば結構ですが、事前に共防名簿(指定の用紙)を提出する必要があります。共防に加入していない方、加入していない園地は個人防除用紙に記入してください。

4

栽培日誌

氏名	電話	作業	作業日
		剪定	月 日
		受粉・交配・蜂交配	月 日
		開花	月 日
		実すべり	月 日

つる回し作業を終了すれば、いつでも提出できます。



ここまで提出すると出荷の準備が整います。

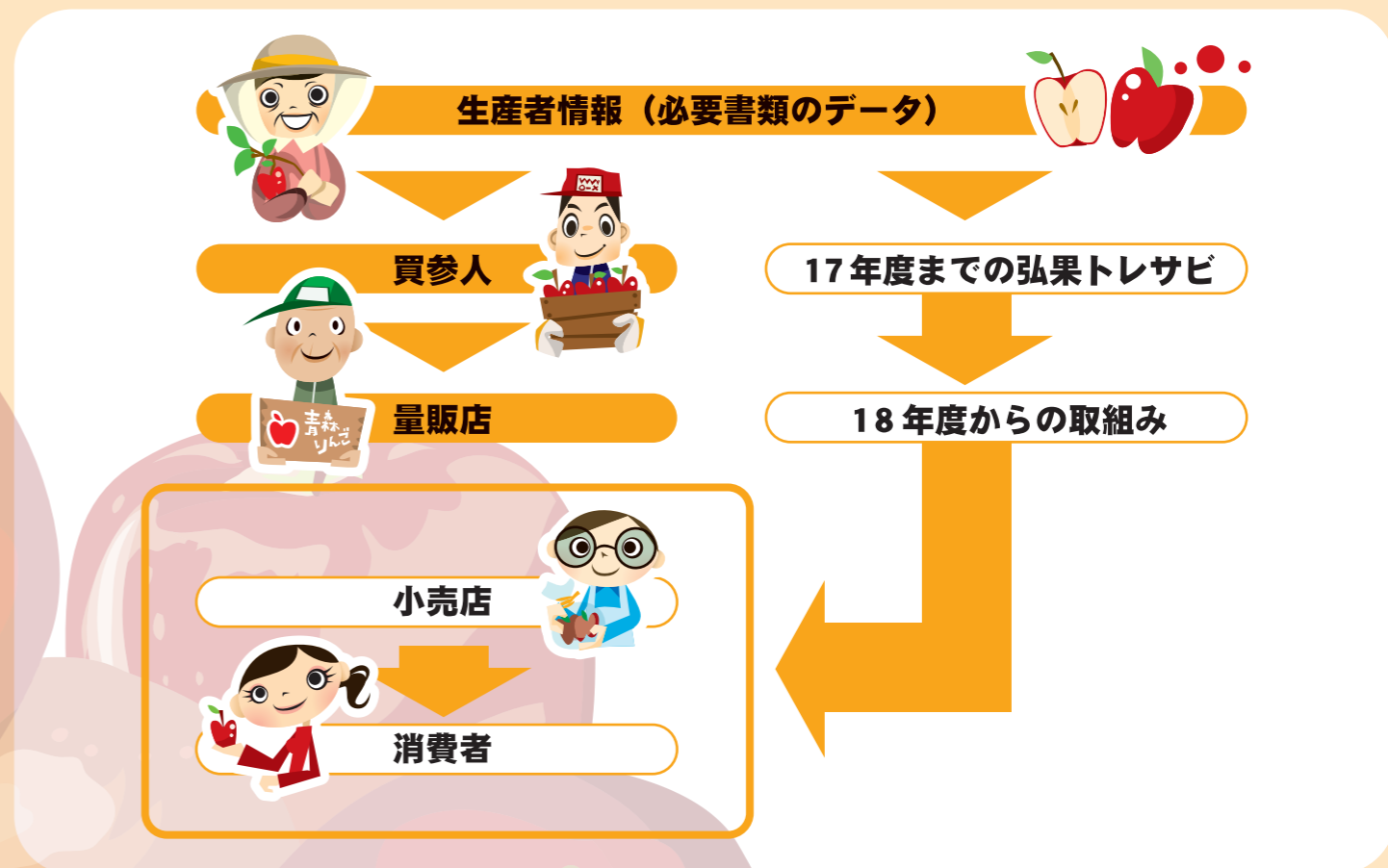
その後収穫カード・品種カードを提出して頂き最終確認して農薬の基準値が守られているか調べます。

弘果TS商品として販売(競売)されます。

このシステムを稼働しても解決できない問題が**農薬の飛散**です。

裏面へ

トレーサビリティは産地を守り、生産者を守る。
トレーサビリティは生産者と消費者をつなぐ信頼の架け橋。



消費者へ生産者の情報を届ける
安全・安心も生産物と一緒に届ける

青森リンゴ全体の**信頼の獲得**

青森リンゴの**ブランド化**

情報開示することによる生産者と消費者の**相互理解**

問題発生時の**リスク管理**

次世代では常識化

